

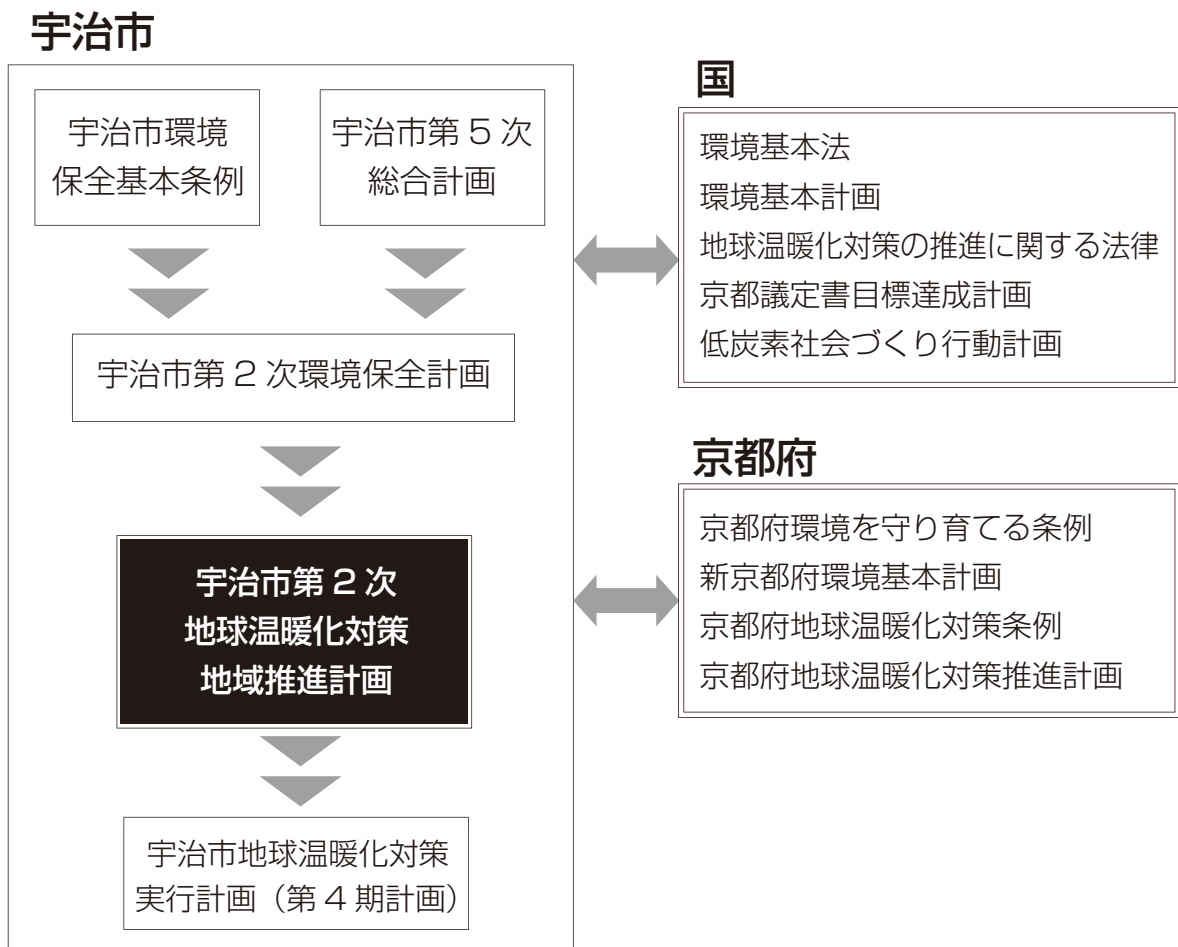
## 1 計画の位置づけ

本市では、宇治市環境保全基本条例の基本理念にのっとり、策定した宇治市第2次環境保全計画の中で、総合的な環境保全施策を示しています。

また、温対法第20条第2項によると、市町村は“その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するように努めるものとする”とされています。

このため本計画は、上位計画である宇治市第2次環境保全計画における地球温暖化対策に関する分野についての、具体的な取組みを示す行動プランとして位置づけるとともに、温対法第20条第2項に定める「温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策」について示すものとなります。

さらに「宇治市地球温暖化対策実行計画（第4期計画）」を、本計画を推進するための市（行政）の率先した取組みプランとして位置づけます。



## 2 基本的事項

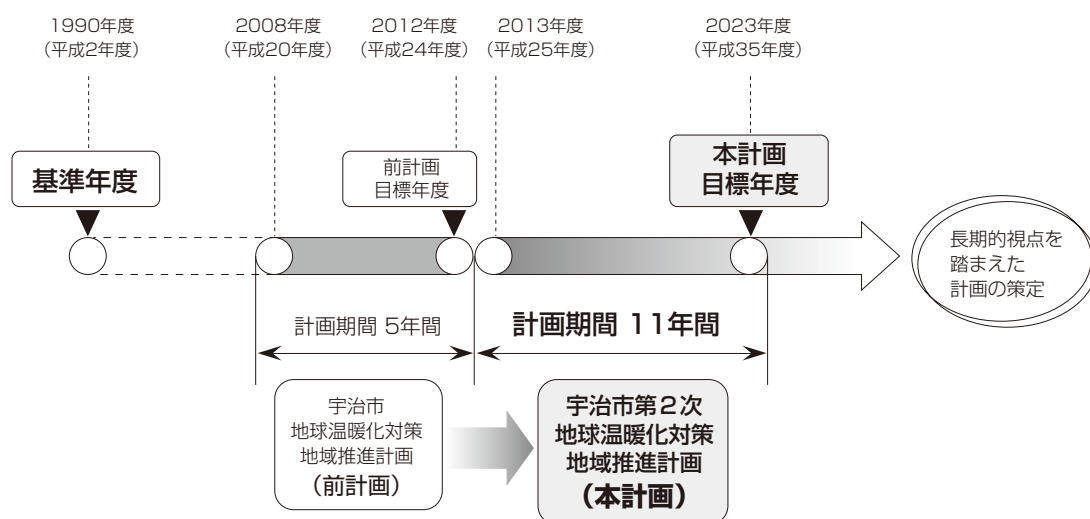
### (1) 計画の期間

本計画の期間は、宇治市第2次環境保全計画との整合を図り、2013（平成25）年度から2023（平成35）年度までの11年間とします。ただし、地球温暖化対策には長期的な展望が必要であることから、本計画においても長期的な視点を踏まえることとします。

また、本計画の基準年度および目標年度は以下のとおりです。

- 基準年度：1990（平成2）年度（京都議定書の基準年とする）（前計画と同様）
- 目標年度：2023（平成35）年度（本計画の最終目標年度とする）

なお、地球温暖化対策は、国や京都府の取組みとも連携した一体的な対策が必要であることから、社会情勢の変化などを踏まえ、計画期間中においても、必要に応じて内容の見直しを行うものとしてします。



### (2) 計画の対象範囲

宇治市全域を対象とします。

地球温暖化問題は、あらゆる人間活動による温室効果ガスの増加が主な原因と考えられていることから、すべての市民、事業者および市を対象とします。

### (3) 対象とする分野および温室効果ガス

本計画では、本市における排出状況および対策の必要性に着目し、下図に示す分野および温室効果ガスを対象とします。

#### ■ 計画の対象とする分野および温室効果ガス

対象とする分野		対象とする温室効果ガス	
分野	主な活動	ガスの種類	地球温暖化係数
エネルギー起源CO <sub>2</sub> 分野 (産業部門 運輸部門 民生家庭部門 民生業務部門)	・化石燃料や電気など エネルギーの使用	二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )	1
非エネルギー起源CO <sub>2</sub> 分野 (廃棄物部門)	・廃棄物の処理 ・排水処理	メタン (CH <sub>4</sub> )	21
		一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O)	310

#### 部門とは？

本計画では、エネルギー起源CO<sub>2</sub>分野にて4部門（産業・運輸・民生家庭・民生業務）、非エネルギー起源CO<sub>2</sub>分野にて1部門（廃棄物）、計5部門を対象とします。

部門とは、以下のものを指します。

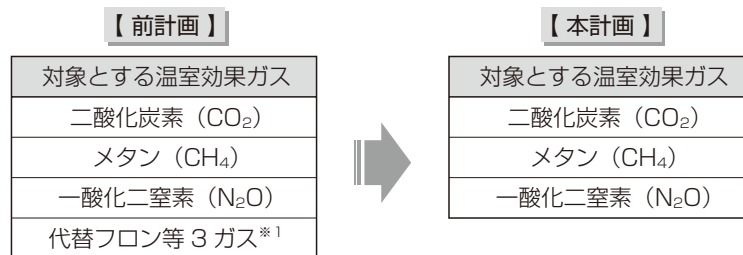
- ◆ 産 業 部 門：製造工程などにおけるエネルギー消費により、温室効果ガスを排出する部門のこと。  
第1次産業および第2次産業（農林業、鉱業、建設業、製造業）が該当。  
ただし、自動車に関するものは除く。
- ◆ 運 輸 部 門：輸送機械のエネルギー消費により、温室効果ガスを排出する部門のこと。  
自動車および鉄道が該当（家庭用と業務用の両方を含む）。
- ◆ 民生家庭部門：家庭生活におけるエネルギー消費により、温室効果ガスを排出する部門のこと。  
ただし、自動車に関するものは除く。
- ◆ 民生業務部門：産業・運輸部門に属さない事業活動におけるエネルギー消費により、温室効果ガスを排出する部門のこと。ただし、自動車に関するものは除く。  
いわゆる第3次産業（小売業・卸売業、飲食業、宿泊業、娯楽業、病院、情報通信業など）が該当。地方公共団体も含まれる。
- ◆ 廃 棄 物 部 門：家庭・事業所などからの廃棄物の処理や排水処理により、温室効果ガスを排出する部門のこと。

## 前計画との違い(対象とする分野および温室効果ガス)

前計画（2008（平成20）年3月策定）では、「京都議定書」にて対象とされている6物質（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロン等3ガス<sup>\*1</sup>）すべてを排出量の算定対象としていましたが、削減対策については二酸化炭素、メタンおよび一酸化二窒素の一部（廃棄物部門からの発生）のみとしていました。

また、二酸化炭素以外の物質の排出状況は、実態の把握が困難な分野であるため、京都府の排出量を基に推測するなどの手法をとっていました。

このため、本計画で見直しを行い、本市における排出状況の把握の可否、および削減対策の有効性を重視し、前述の分野および温室効果ガスを対象とすることとしました。



※1 「代替フロン等3ガス」… 3種類のフッ素系化合物の総称  
3種類：ハイドロフルオロカーボン（HFC）、パーフルオロカーボン（PFC）、六ふっ化硫黄（SF<sub>6</sub>）

温室効果ガス排出状況の把握について、「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）策定マニュアル（第1版）」（2009（平成21）年6月、環境省）では、対象とする分野とその優先度を以下のように整理しています。

なお、優先度については、実態把握の可否と、市町村レベルで対策・施策を講じやすいかという点に着目し整理しています。

対象分野	温室効果ガス・排出源など	優先度 <sup>*2</sup>
エネルギー起源 CO <sub>2</sub>	< CO <sub>2</sub> > 石油、石炭、ガス、電気、熱などの使用に伴い発生するもの	◎
工業プロセスなど (エネルギー起源 CH <sub>4</sub> 、N <sub>2</sub> O を含む)	< CO <sub>2</sub> 、CH <sub>4</sub> 、N <sub>2</sub> O > セメント、生石灰、ソーダ石灰などの製造時に発生するもの	○
廃棄物	< CO <sub>2</sub> 、CH <sub>4</sub> 、N <sub>2</sub> O > 廃棄物の処理、排水処理などに伴い発生するもの	◎
農業	< CH <sub>4</sub> 、N <sub>2</sub> O > 水田、家畜の飼養、家畜排せつ物、肥料の使用などに伴い発生するもの	○
代替フロン等3ガス	< HFC、PFC、SF <sub>6</sub> > 冷蔵庫、空調機器、カーエアコンなどの製造、廃棄時に発生するもの	○

※2 「優先度」… ◎：対象とすべき分野 ○：可能な範囲で対象とすべき分野

資料：「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）策定マニュアル（第1版）」環境省

## (4) 温室効果ガス排出量の算定方法

温室効果ガス排出量の算定は、以下に示すガイドラインに基づくものとします。その上で、本市の地域特性などを踏まえ、算定します。

- 「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）策定マニュアル（第1版）」  
（2009（平成21）年6月 環境省）
- 「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）策定マニュアル（第1版）簡易版」  
（2010（平成22）年8月 環境省）

（算定方法については、資料編参照）

### 前計画との違い(温室効果ガス排出量の算定方法)

前計画（2008（平成20）年3月策定）では、さまざまな統計資料や文献などを使用して対象分野・部門ごとの算定方法を設定し、その排出状況を把握してきました。

2008（平成20）年6月に改正された温対法では、地域の特性に応じた効果的な施策の推進が求められており、これに伴って、排出量算定のためのガイドラインの整備などが行われています。

このため本計画では、前計画の算定方法を見直し、ガイドラインの趣旨に基づいた新しい算定方法により、新たに温室効果ガス排出量の推計を行います。

	前計画	本計画
ガイドライン	「地球温暖化対策地域推進計画策定ガイドライン（第3版）」（2007（平成19）年3月、環境省）を参考とする	「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）策定マニュアル（第1版）」（2009（平成21）年6月、環境省）に基づく
主な手法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各種統計資料や文献などを基に、積上げ、按分するなどして推計</li> <li>・ 部門ごとに個別の算定方法を設定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各種統計資料などを基に、按分による推計を基本とするが、<u>可能な限り市の実績値を反映</u></li> <li>・ 前計画時に使用した統計資料を見直し、<u>継続的に把握可能な統計資料に変更</u></li> <li>・ 部門ごとの算定方法は、ガイドラインに基づくものとして<u>一貫性を持たせる</u></li> </ul>

### ◆ 算定結果の解析について ◆

算定方法の見直しにより、前計画における算定結果との連続性がなくなります。

本計画においては、基準年度である1990（平成2）年度から、排出量を新たに算定しなおし、これを解析した上で、排出特性の把握、削減目標の設定や対策の立案を行い、計画策定後の目標達成状況を評価します。

このため、

前計画期間における目標達成状況の評価については、前計画で使用した算定方法を基に行う

ものとします。